



介護老人福祉施設 かなしょうず園 利用料金表

(事業所番号 2470300308)

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町字金生水814-30

TEL:059-383-0955

利用者負担額(月額)

※平成29年4月1日～ 適用

単位:円

| 要介護度 | サービス利用料 (1割負担額) | | 食費 | 居住費 | 基本合計 (第4段階の方) | 第1段階の方 食費:9000円 居住費:0円 | 第2段階の方 食費:11,700円 居住費:11,100円 | 第3段階の方 食費:19,500 居住費:11,100円 |
|------|--------------------|--------|--------|--------|------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| | 一日あたり | 1ヶ月あたり | | | | | | |
| 1 | 712 | 21,360 | 46,500 | 25,200 | 93,060 | 30,360 | 44,160 | 51,960 |
| 2 | 786 | 23,580 | 46,500 | 25,200 | 95,280 | 32,580 | 46,380 | 54,180 |
| 3 | 862 | 25,860 | 46,500 | 25,200 | 97,560 | 34,860 | 48,660 | 56,460 |
| 4 | 937 | 28,110 | 46,500 | 25,200 | 99,810 | 37,110 | 50,910 | 58,710 |
| 5 | 1009 | 30,270 | 46,500 | 25,200 | 101,970 | 39,270 | 53,070 | 60,870 |

※サービス利用料には各種加算(体制加算等)が含まれています。

※1ヶ月は30日で計算しています。

※利用される方の所得に応じて負担割合が変わります(表記は1割負担の料金です)。

加算サービス各種内訳

※色分け部は選択者のみ

| サービス内容略称(算定項目) | 単位数 | 備考 |
|----------------|---------|---|
| 日常生活継続支援加算 | 36(日) | 日常生活が継続できるよう支援する体制を整えている際に算定可能 |
| 看護体制加算 (I)イ | 4(日) | 指定されている看護員に加えて必要数配置した場合、その他夜間緊急体制等を整備した事業所が算定 |
| 看護体制加算 (II)ロ | 8(日) | |
| 夜勤職員配置加算 (I)ロ | 13(日) | 夜間帯に指定されている人員配置を上回った際に算定 |
| 精神科医療養指導加算 | 5(日) | 2回/月以上精神科の医師による訪問診療を受けている際に算定 |
| 栄養マネジメント加算 | 14(日) | 管理栄養士により個別の栄養計画立案、栄養改善等の支援を実施した際に算定 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 30(月) | 歯科医師若しくは歯科衛生士が、介護職員に対して技術的指導、助言等を実施している場合算定 |
| 地域加算 (6級) | 10.27円 | — |
| 介護職員処遇改善加算(I) | 0.083掛け | 介護職員に対して事業者が必要な処遇改善を実施した際に算定 |
| 初期加算 | 30(日) | 入所日から30日以内の期間、1ヶ月以上の入院後の再入所も同様に算定 |
| 外泊時費用 | 246(日) | 入院及び外泊された場合。(6日/月を限度として) |
| 若年性認知症受入加算 | 120(日) | 若年性認知症の方を受け入れた場合に算定(65歳以下の方) |
| 退所前連携加算 | 500(日) | 入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者と連携した場合算定(1回限り) |
| 経口移行加算 | 28(日) | 経管栄養者に経口での摂取/嚥下機能を踏まえた経口移行支援をおこなった場合算定(180日以内の期間) |
| 経口維持加算 (I) | 400(月) | 摂取機能障害を有している方の経口維持計画を作成している場合算定(180日以内の期間) |
| 経口維持加算 (II) | 100(月) | 経口による食事摂取を継続出来るよう観察/会議等に歯科衛生士が加わった際に算定 |
| 口腔衛生管理加算 | 110(月) | 歯科医師若しくは歯科衛生士による定期的な訪問、口腔内状態把握等を行い利用者の口腔状態を維持改善を図る支援を行っている場合に算定 |
| 療養食加算 | 18(日) | 管理栄養士が個別にて適切な栄養量及び内容の食事提供の管理をしている場合算定 |
| 看取り介護加算 1 | 144(日) | 死亡日以前4日～30日 |
| 看取り介護加算 2 | 680(日) | 死亡日以前日～前々日 |
| 看取り介護加算 3 | 1280(日) | 死亡日 |
| 認知症緊急対応加算 | 200(日) | 医師が認知症状の行動にて在宅では困難と認めた際に緊急に入所する場合算定。(7日間を限度とする) |

利用負担段階について ※市町村に必要書類を提示

| | |
|------|--|
| 第1段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階が第1・2段階以外の方 |
| 第4段階 | 上記以外の方 |

(※課税年金収入が80万超266万未満の方等)

その他の負担減免制度について ※市町村に必要書類を提示

| | |
|--------------------|---|
| 社会福祉法人による利用者負担減免制度 | 低所得者への支援の一環として実施。対象者は利用者負担金額分が1/4(若しくは1/2)となる |
| 高額介護サービス費について | 介護サービス受給に際して自己負担分が高額になった場合、市町村が認めた方に対して補助が行われる制度です。 |